

奈良県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定により奈良県議会議員（奈良市・山辺郡選挙区）補欠選挙を次のとおり行うので、同法第三十四条第六項及び第百十三条第一項の規定により告示する。

令和三年十月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

選挙期日 令和三年十月三十一日

選挙すべき議員の数 二人